

## 1 事業名

市道路線の認定

市道 3-1128 号線、市道 3-1129 号線、市道 5-2017 号線

## 2 事業の概要

上記 3 路線については、都市計画法に基づく開発行為に伴い新規に築造された道路であり、この度市に帰属したことから、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

認定する 3 路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。